

平成31年度(令和元年) 省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 省エネ専門家派遣事業 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）が、一般社団法人 環境共創イニシアチブからの補助金を受けて実施する「三重県産業支援センター 省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業（以下「省エネPF」という。）」において、省エネに取り組む県内中小企業等の皆様に対して様々な省エネ手法に精通した専門家を派遣することにより、省エネに関する取り組みを支援することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 本事業の対象となる中小企業等は、下記の要件を全て満たすこと。

- ① 三重県下に拠点を有し現に事業活動を行っていること。
- ② 省エネルギーに関する診断※を既に実施済み（もしくは診断を受ける予定）であること。
- ③ 下表のAまたはBの条件に該当する法人もしくは個人事業主 又は年間のエネルギー使用量1,500KL未満の事業所であること。

区分(業種等)	A.資本金の額または出資の総額	B.常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- ④ 民間保有、民間運営の施設であること。

※省エネルギーに関する診断とは、①エネルギー使用実態に関する定量的な分析 ②今後の改善についての提案 の2点が提示される診断を指し、（一財）省エネルギーセンターの省エネ診断、当省エネPFが実施する診断および自治体などが実施する診断を含みます。

(専門家の派遣申請)

第3条 前条に規定する事業主等のうち、専門家による指導・助言を希望する者は、省エネPFに省エネ専門家派遣を電話・FAX・メール等で申入れしなければならない。

(派遣回数、支援時間、派遣期間)

第4条 支援企業に対する専門家派遣回数は、1者あたり原則15人回を限度とする。

2 1回の派遣は資料作成を含み概ね4時間程度とし、複数の専門家派遣も可能とします。

3 専門家の派遣期間は、令和2年1月24日（金）までとする。

(支援企業の決定)

第5条 省エネPFは、専門家派遣の要請があったときは、次の各号に該当するか適否を判断し、支援企業を決定するものとする。この場合、必要に応じて当該申請者に対する聞き取り等調査を行うものとする。

- (1) 第2条の規定に合致していること。

- (2) 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- (3) その他省エネPFが必要と認める事項

(専門家の派遣)

- 第6条 専門家の派遣にあたっては、(一社)環境共創イニシアチブに登録された専門家の中から、専門性、期待される効果等を考慮して、省エネPFが派遣する専門家を決定するものとする。
- 2 省エネPFは、専門家の派遣を決定したときは、支援企業に連絡し、専門家には「平成31年度三重県省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業における中小企業等支援依頼・計画書(中小企業等支援業務従事証明書も兼ねる)」(様式第1号)をもって通知する。

(支援企業、派遣専門家の責務)

- 第7条 支援企業は、派遣専門家が効率的で効果的な支援が実施できるように、資料・情報の提供や現場・現物の開示等に協力しなければならない。
- 2 支援実施日において、支援企業は「中小企業等支援業務従事証明書(様式第1号)」に支援時間実績などを記載し署名すること。
 - 3 支援企業および派遣専門家は、相互に協力して目的の達成に努めなければならない。

(派遣専門家の業務報告)

- 第8条 派遣専門家は、指導・助言を実施した後、議事録(様式第2号)を省エネPFに提出するものとする。議事録は①支援実施日時 ②場所 ③参加者 ④実施内容 ⑤議事内容(アドバイスした方針等 ※決定事項を含む) ⑥書類作成者押印(私印、サインで可)を含めば様式は問いません。

(派遣専門家の守秘義務)

- 第9条 派遣専門家は、専門家派遣業務により職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

(経費負担)

- 第10条 専門家派遣に関する下記(1)および(2)の経費は支援センターが負担するものとする。
- (1) 派遣専門家への謝金
 - (2) 支援センターの規定により算出した専門家派遣に係る旅費および宿泊費

(その他)

- 第11条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附則

令和元年7月30日施行

様式第1号

令和元年〇月〇〇日

省エネルギー外部専門家 〇〇 〇〇 様
当センター支援従事者 〇〇 〇〇

公益財団法人三重県産業支援センター
常務理事 濱口 正典

平成31年度三重県省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業における
中小企業等支援依頼・計画書

掲題の事業において、貴殿に下記の内容の支援を依頼します。

■支援中小企業等

〇〇〇〇株式会社

■支援内容

例：現場確認による省エネルギー項目抽出と今後の省エネ計画への助言

■日時

〇月〇日（〇）〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分（実働予定 〇時間〇〇分）

■場所

〇〇〇〇株式会社

〒〇〇〇-〇〇〇〇 三重県〇〇市〇〇 〇〇〇番地

（以下、支援先記載欄）

中小企業等支援業務従事証明書

- 上記の通り省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業の支援を受けたことを証明します。
- 上記の支援において、専門家から営業行為を受けなかったことを証明します。
- 支援内容をはじめとした情報が、支援従事者から、公益財団法人三重県産業支援センターおよび一般社団法人環境共創イニシアチブに対して、事務処理等を目的に提供されることに同意します。

■支援実施日

令和元年〇月〇日（〇）

■実働時間

《専門家：〇〇 〇〇様》

〇〇：〇〇～ 〇〇：〇〇 （実働 〇時間 〇〇分）

《三重県産業支援センター：〇〇 〇〇様》

〇〇：〇〇～ 〇〇：〇〇 （実働 〇時間 〇〇分）

（企業名） 〇〇〇〇株式会社

（役職）

（氏名）

印

様式第2号

省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業における
支援議事録

■日時

2019年〇月〇日(曜日)〇〇:〇〇～〇〇:〇〇

■場所

〇〇株式会社

△△事業所

■参加者 (プラットフォーム事業者も記載すること)

(対応者)

銀座株式会社 〇〇部長、〇〇課長

(外部専門家)

〇〇 〇〇

(プラットフォーム事業者)

〇〇 〇〇

■実施内容

①〇〇のヒアリング

②〇〇の確認

■議事内容

①〇〇のヒアリング

〇〇〇〇〇

②〇〇の確認

〇〇〇〇〇

■書類作成者 (氏名・押印)

〇〇 〇〇 印